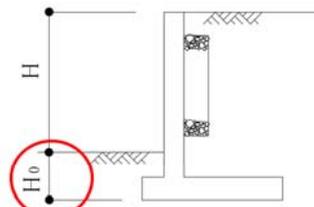
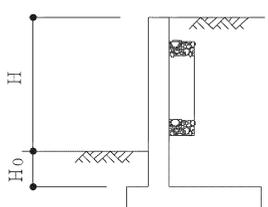


建築構造審査・検査要領 ー実務編 審査マニュアルー2018年版(第1版第1刷) 正誤表

更新日 令和元年 8月 1日

No.	ページ	行等(Lは行数)	正	誤	公表日
1	42	L11	平成27年の改正法施行より以前は	平成26年の改正法施行より以前は	2019/2/5
2	46	L3	建築主又は国の機関の長等は	建築主事又は国の機関の長等は	2019/2/5
3	64	L13	JIS A5308-2014が指定されており	JIS A5308-2003が指定されており	2019/2/5
4	136	L13	法第6条第1項第四号	法第6条第1項四号	2019/2/5
5	139	4. Exp.J～ 本文2行目	法第20条第2項	法第20条2項	2019/2/5
6	144	1 整合性等の確認 本文2行目	寸法などの明示すべき事項が記載されており、	寸法が明記すべき事項が記載されており、	2019/2/5
7	150	【鉄筋コンクリート造】 3点目の1行目	令第73条第3項	令第73条3項	2019/2/5
8	151	【鉄骨造】 3点目の3行目	鉄骨製作管理技術者登録機構	鉄骨制作管理技術者登録機構	2019/2/5
9	165	2 鉄骨造 3点目の1行目	冷間成形角形鋼管	冷間成形角型鋼管	2019/2/5
10	168	表2.4-1 「法第20条第1項第二号イ」欄 の「令第81条第2項第一号ロ【限 界耐力計算】」欄本文	【耐久性等関係規定】	【耐久性関係規定】	2019/2/5
11	168	表2.4-1 「法第20条第1項第一号」欄本 文	【耐久性等関係規定】	【耐久性関係規定】	2019/2/5
12	251	表2.4-23 最上段項目	別途規定されている構造計算(構造計算の種類)	構造計算(構造計算の種類)	2019/2/5
13	252	表2.4-23 「CLTパネル工法」欄の「構造方 法に関する技術基準」	第2～第7	第1～第7	2019/2/5

No.	ページ	行等(Lは行数)	正	誤	公表日
14	252	表2.4-23 「CLTパネル工法」欄の「構造計算(構造計算の種類)」	第8～第10( <u>①②③</u> )	第8～第10	2019/2/5
15	252	表2.4-23 「免震建築物」欄の「その他」	第3(基礎の構造方法) <u>第6第6～9項(許容応力度、材料強度、基準強度、基準変形)</u>	第3(基礎の構造方法)	2019/2/5
16	252	表2.4-23 「膜構造」欄の「その他」	<u>第6～第8(許容応力度、材料強度、基準強度)</u>	(追加)	2019/2/5
17	252	表2.4-23 最下段注釈	※ <u>構造の特徴等を反映し別途規定されている</u> 構造計算の種類で・・・	※ 構造計算の種類で・・・	2019/2/5
18	279	L34	第 <u>1</u> から第 <u>3</u> まで	第 <u>一</u> から第 <u>三</u> まで	2019/2/5
19	279	L35	第 <u>4</u>	第 <u>四</u>	2019/2/5
20	279	L37	第 <u>5</u>	第 <u>五</u>	2019/2/5
21	286	表2.4-35 第1第三号	<u>一</u> 局部座屈等の防止 柱脚部の破壊防止	<u>二</u> 局部座屈等の防止 柱脚部の破壊防止	2019/2/5
22	286	表2.4-35 第4第一号 「構造計算等による適用除外」 欄	<u>イニホへ</u> →許	許	2019/2/5
23	308	表2.4-42 最下段注釈	<u>(個)個別に適用除外される規定のあるもの</u>	(追加)	2019/2/25
24	310	L14	第 <u>2</u> から第7まで	第 <u>1</u> から第7まで	2019/2/5
25	336	L21	又は電気事業法第2条第1項第十七号に <u>規定する電気事業者の保安通信設備用のもの</u>	又は電気事業者(電気事業法第2条第1項第十七号)	2019/8/1

No.	ページ	行等(Lは行数)	正	誤	公表日
26	349	図2.4-71(右図)	 <p>H : 擁壁の高さ  H<sub>0</sub> : 根入れ深さ  θ : 擁壁の勾配  D<sub>1</sub> : 擁壁の上端の厚さ  D<sub>2</sub> : 擁壁の下端の厚さ</p>	 <p>H : 擁壁の高さ  H<sub>0</sub> : 根入れ深さ  θ : 擁壁の勾配  D<sub>1</sub> : 擁壁の上端の厚さ  D<sub>2</sub> : 擁壁の下端の厚さ</p>	2019/3/8
27	394	L5	指針告示別表(は)の項目を	指針告示別表(ろ)の項目を	2019/2/5
28	456	L34	上記、「(1)法第37条に指定される材料」	上記、「①法第37条に指定される材料」	2019/2/5
29	456	L34	及び「(2)法第37条に指定されるもの以外の材料①」	及び「②法第37条に指定されるもの以外の材料ア」	2019/2/5
30	518	L15	基礎ぐいに引抜き力が作用することがある	基礎ぐいに引抜き抵抗力が作用することがある	2019/2/5